

川西市行財政改革審議会 会議公開制度運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）会議公開制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議公開)

第2条 会議公開は、審議会等設置状況の公開、会議の開催日時等の公開、会議の傍聴、会議録の公開等により行うものとする。

2 前項に掲げる会議公開は、審議会の自主的な情報提供として実施するものである。

(審議会等設置状況の公開)

第3条 企画財政部政策室（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を記載した審議会等設置状況（様式第1号）を速やかに作成し、市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 設置の根拠
- (4) 設置年月日
- (5) 担当事務
- (6) 委員数
- (7) 委員の任期
- (8) 委員の構成（選出基準）
- (9) 諮問答申事項等
- (10) 部会等の名称及び役割
- (11) 委員名簿

2 前項第11号の委員名簿は、役職、氏名、選出基準を記載するものとする。

(会議の開催日時等の公開)

第4条 会議の開催日時等は、事前に公開するものとする。

2 前項の公開は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第2号）を事務局の窓口、市政情報コーナー等で閲覧の用に供するとともに、事務局及び市政情報コー

ナーへの電話照会に答えることにより行うものとする。

- (1) 会議名（審議会等名）
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 会議次第
 - (4) 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあつてはその理由
 - (5) 傍聴定員（予定）
 - (6) 事務局（担当課）
- 3 特に必要と認めるときは、開催日時等の市広報紙への掲載を市長に依頼するものとする。
- 4 傍聴の可否については会長が事務局と事前に協議して決定する。
- 5 開催日時のお知らせは、会議の開催日の概ね1週間前までに事務局、市政情報コーナー及び市ホームページで閲覧の用に供するよう努めるものとする。また、内容に変更があつたときも同様とする。

（会議の傍聴をすることができる者）

第5条 何人も会議の傍聴をすることができる。

（会議の傍聴）

第6条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会議の議題が、川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないものとする。
- 3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。
- 4 傍聴の受付は、会場で会議開催の概ね30分前から先着順に行う。ただし、受付開始時に定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴人を決定するものとする。
- 5 審議会等の会議公開に係る傍聴要領は、会場の見やすい場所に掲示するなど傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならない。
- 6 会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議の議題を記載した会議次第を配布するものとする。
- 7 その他、会議の傍聴に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(会議録の公開等)

第7条 会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第3号）を作成するものとする。

- (1) 会議名（審議会等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時及び開催場所
- (4) 出席者
- (5) 傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあつてはその理由
- (6) 傍聴者数
- (7) 会議次第及び会議結果
- (8) 審議経過（主な発言要旨等）

2 第1項の規定により作成した会議録は、会議録に係る会議の開催日以後1箇月以内に会長の承認を得るものとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

3 第2項の承認を得た会議録については、速やかに市政情報公開コーナー及び市ホームページにおいて、公開を行うものとする。

4 川西市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、第1項第8号の審議経過の全部を公開せず、又はその一部を公開しないことができる。

5 会議録の公開は、情報提供として、第1項の会議録を閲覧に供することにより行うものとする。

6 事務局が必要と認めるときは、会議結果の市広報紙への掲載を市長に依頼する等、会議結果の公表に努めるものとする。

付 則

この要綱は、平成19年7月23日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

川西市行財政改革審議会の会議公開に係る傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人名簿に氏名、住所及び電話番号を記入し、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。

(傍聴できない人)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定める者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、審議会における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いしその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に審議会の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、傍聴を認めない旨の決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、審議会の会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成19年7月23日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。

項 目	内 容
① 審議課等の名称	川西市行財政改革審議会
② 事務局	企画財政部政策室
③ 設置の根拠	川西市付属機関に関する条例 川西市行財政改革審議会規則
④ 設置年月日	平成 1 9 年 7 月 2 3 日
⑤ 担当事務	市が推進する行財政改革に関する事項を審議する
⑥ 委員数	1 2 人
⑦ 委員の任期	平成 1 9 年 7 月 2 3 日から平成 2 1 年 7 月 2 2 日
⑧ 委員の構成(選出基準)	学識経験者 4 人 市民団体の代表 5 人 事業者の代表 2 人 特に市長が必要と認める者 1 人
⑨ 諮問答申事項等	川西市行財政改革のあり方について
⑩ 部会等の名称及び役割	-----
⑪ 委員名簿	学識経験者 市村 和雄(兵庫県立大学大学院会計研究科 教授) 大久保 裕晴(㈱自然総研 代表取締役社長) 細井 雅代(追手門学院大学経済学部 講師) 新川 達郎(同志社大学大学院総合政策学科研究科 科長) 市民団体の代表 荒木 健作((社)川西青年会議所 副理事長) 草留 愛(子育て支援者養成講座修了生グループ「おおきな木」 代表) 西田 幸代(国際ソロプチミスト川西 会長) 西村 謙之助(川西市障害者団体連合会 会長) 四谷 勲(川西市商工会 副会長) 事業者の代表 北谷 匡司(㈱阪急百貨店川西阪急 店長) 別所 則英(ダイハツ工業㈱ 総務・広報部長) 特に市長が必要と認める者 吉尾 文雄(連合兵庫川西猪名川地区連絡会 事務局長)

様式第2号

会議開催のお知らせ

会議名 (審議会等名)			
開催日時			
開催場所			
会議次第			
傍聴の可否予定は可・不可・一部不可です ※議題により変更になる場合があります		傍聴者定員 (予定)	人
傍聴不可・一部 不可の場合は、 その理由			
事務局（担当課）			

審議会等名				
事務局 (担当課)				
開催日時				
開催場所				
出席者	委員			
	事務局			
傍聴の可否		可・不可・一部不可	傍聴者数	人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第				
会議結果				